

○厚生労働省告示第二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、同法第七十条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医療機器の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	届け出た者の氏名又は名称	取消年月日
---------	------------------	--------------	-------

及び住所

中心循環系血管内 塞栓促進用補綴材	本品は、外科的手術（クリッピング 術など）又は塞栓コイル単独のコイ ル塞栓術では治療困難な未破裂脳動 脈瘤（最大径が十ミリメートル以 上）を有する患者のうち、ワイドネ ック型（ネック部が四ミリメートル 以上又はドーム／ネック比が二未満 と定義）脳動脈瘤を有する患者に、	ボストン・サイエンティフ ィックジャパン株式会社	平成二十三年 十二月九日
----------------------	---	-----------------------------	-----------------

東京都新宿区西新宿一丁目 十四番十一号

コイル塞栓術時のコイル塊の親動脈への突出、逸脱を防ぐ目的のために使用される。